

## 川内原子力発電所

原子炉施設保安規定変更認可申請について

「常設直流電源設備の設置等に伴う変更」

審査会合における指摘事項回答

2020年2月4日  
九州電力株式会社

2019年12月10日の審査会合における指摘事項回答

No.	指 摘 事 項	頁
1210-1	第83条（重大事故等対処設備）のLC0設定については、蓄電池（3系統目）は特に高い信頼性を目的に要求していることを踏まえ再検討のこと。	2
1210-2	保安規定変更認可申請書本文の「2. 変更の理由」に第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）の記載がないことから、記載の要否を検討のこと。	3

1. 指摘事項

第83条（重大事故等対処設備）のLC0設定については、蓄電池（3系統目）は特に高い信頼性を目的に要求していることを踏まえ再検討のこと。

2. 回 答

蓄電池（3系統目）は、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するための特に高い信頼性を有する設備であることを踏まえ、LC0設定を以下のとおり見直すこととする。

<保安規定 第83条見直し案>

2019年11月22日申請版				見直し案			
83-15-4 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）、又は蓄電池（3系統目）からの給電				83-15-4 蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電			
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限			
項 目		運 転 上 の 制 限		項 目		運 転 上 の 制 限	
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）、又は蓄電池（3系統目）からの給電		(1)蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること 又は (2)蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること		蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電		(1)蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること (3)蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること	
適用モード		設 備		適用モード		設 備	
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）		モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）	
		所要数				所要数	
		1組				1組	
		1組				1組	
		1組				1組	
(2) 確認事項				(2) 確認事項			
項 目		確 認 事 項		項 目		確 認 事 項	
蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）		蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）が健全であることを確認する。		蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）		蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）が健全であることを確認する。	
		定期検査時				定期検査時	
		保修課長				保修課長	
		蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。				蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。	
		1週間に1回				1週間に1回	
		当直課長				当直課長	
		蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.1V以上であることを確認する。				蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.1V以上であることを確認する。	

## 1. 指摘事項

保安規定変更認可申請書本文の「2. 変更の理由」に第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）の記載がないことから、記載の要否を検討のこと。

## 2. 回 答

保安規定変更認可申請書本文の「2. 変更の理由」に第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）を追記する。

### <保安規定変更認可申請書本文の「2. 変更の理由」見直し案>

2019年11月22日申請版	見直し案
<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更</p> <p>    実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第2項に規定される特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置することに伴い、以下の条文について変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第83条（重大事故等対処設備）</li> <li>・添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）</li> <li>・添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</li> </ul>	<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更</p> <p>    実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第2項に規定される特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置することに伴い、以下の条文について変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第83条（重大事故等対処設備）</li> <li>・<u>第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</u></li> <li>・添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）</li> <li>・添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</li> </ul>

保安規定変更認可申請書本文に対し、その他の記載漏れがないことを確認した。